

指定介護老人福祉施設事業運営規程

社会福祉法人川井心生会

指定介護老人福祉施設事業運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川井心生会が設置する特別養護老人ホーム心生苑（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めるものとする。
 - 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第2章 職員の職種、定数及び職務の内容

(職員の職種及び定数)

第3条 施設に次の職員を置く。

職 種	定 数
施設長	1名
医師	(兼) 1名
事務員	2名
生活相談員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
看護職員	4名以上
介護職員	26名以上
機能訓練指導員	(兼) 1名以上
管理栄養士	1名以上
調理員	5名以上
合 計	(2) 43名以上

() は、内数での兼務職員

2 前項のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第4条 職員の職務内容は、別表第1のとおりとする。

2 職種別、職員別の事務・業務分掌は、理事長が別に定める。

(組織)

第5条 組織については、別表第2のとおりとする。

第3章 入所定員及び施設サービスの内容等

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、80名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設サービスの提供の開始に際しては、入所申込者又はその家族と、施設は「指定介護老人福祉施設」入所契約書を作成し契約の締結を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、施設の運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービス選択に資するため「契約書」及び「契約書別紙」、「重要事項説明書」を交付し説明を行い、入所申込者の同意を得た事を確認するため、「契約書」、「契約書別紙」及び「重要事項説明書」に利用者又は家族が記名押印をしなければならない。

(受給資格の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び介護認定有効期間を確認しなければならない。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めなければならない。

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し、自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、主治医の健康診断書等に基づき、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員の担当職員間で協議しなければならない。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められた入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供

その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録)

第11条 施設は、入所に際しては入所年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第12条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の職員と協議のうえ、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービスの実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更についても準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第13条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
- 3 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第14条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 施設は、入所者に対し、前項に規定するもののほか、離床、着替え、整容の介護を適切に行わなければならない。
- 6 施設は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第15条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うように努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 施設は、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第17条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第18条 施設は、入所者に対し、その心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第19条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱)

第20条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することが出来るようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第21条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第4章 利用料その他の費用の額

(利用料の受領)

第22条 施設は、指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準(厚生省令第39号)第9条第1項の規定に基づき算定した施設介護サービス費の額の支払いを受けるものとする。

2 施設サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

但し、特例施設介護サービス費については、第1項で算定した施設サービス費用基準額全額をいったん支払うものとし、利用者は後日償還払いの手続きを行うものとする。

3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

4 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 食費

利用者負担段階に応じて、1日単位で負担。

利用者負担段階	1日当たりの費用(基準費用額)	介護保険負担限度額認定証の1日当たりの自己負担限度額
利用者負担第1段階	1,445円	300円
利用者負担第2段階	1,445円	390円
利用者負担第3段階-①	1,445円	650円
利用者負担第3段階-②	1,445円	1,360円
利用者負担第4段階	1,445円	1,445円

(2) 居住費

利用者負担段階に応じて、1日単位で負担。

利用者負担段階	1日当たりの費用 (基準費用額)		介護保険負担限度額認定 証の1日当たりの自己負 担限度額	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	1, 171円	370円	320円	0円
利用者負担第2段階	1, 171円	370円	420円	370円
利用者負担第3段階-①	1, 171円	370円	820円	370円
利用者負担第3段階-②	1, 171円	370円	820円	370円
利用者負担第4段階	1, 171円	855円	1, 171円	855円

(3) 理美容代 2,000円

(理美容店への直接払い)

- 5 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、入所契約書及び契約書別紙の重要事項説明書等により、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

第5章 施設利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第23条 入所者は、施設サービス計画に基づき行う施設サービスの実施に当たり、施設長、もしくは担当職員の指示・依頼等に協力し日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るように努めなければならない。

- 2 入所者は、自己の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指し、できる限り自ら律するように努め、施設サービス担当職員とともに相互扶助に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第24条 入所者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出先、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出て、その同意を得なければならない。

(面会)

第25条 入所者に面会を求める者は、その旨を施設長に届け出て、指定された場所において面会するものとする。

(健康保持)

第26条 入所者は、努めて健康に留意するとともに、施設で行う健康診断には、特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

(衛生保持)

第27条 入所者は、施設内外の清潔、整頓その他環境衛生の保持、増進のために協力しなければならない。

(施設内禁止行為)

第28条 入所者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された場所以外での喫煙及び火気の使用。
- (2) サービス担当職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み。

(損害弁償)

第29条 入所者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。

2 損害弁償の額は、入所者の収入その他の事情を考慮して減免することができる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第30条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第31条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介

護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

（管理者による管理）

第32条 施設の管理者は、専ら施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができる。

（管理者の責務）

第33条 施設の管理者は、当該施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設の管理者は、従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第34条 施設は、入所者に対し、適切な施設サービスを提供することが出来るよう、職員の勤務体制を定めて置かなければならない。

- 2 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第35条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第36条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行わなければならない。

2 施設は、当該施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員への周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げるほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第37条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第38条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第39条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第40条 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第41条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の規定する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第42条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(緊急時における対応方法)

第43条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関及び家族等に連絡するとともに、施設長に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第44条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するために、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事

事故発生防止のための指針を整備する。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第45条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束)

第46条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(認知症基礎研修)

第47条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制について検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1年以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(ハラスメントの防止及び対応)

第48条 施設は、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防ぐための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第49条 施設は職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第50条 この規程が定めるもののほか、施設の運営及び管理については必要な事項は理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 特別養護老人ホーム心生苑管理規程（平成8年4月1日規程）及び川井村
デイサービスセンター・介護支援センター管理規程（平成8年4月1日規
程）は、廃止する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月10日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

職 名	勤 務 内 容
施設長	施設の管理運営の総括、所属職員の指導監督
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導業務
事務員	施設の運営管理、建物設備の保守管理、庶務、人事関係事項、福利厚生、各部門との連携指導及び関係機関との連絡業務、車両の運転及び運行管理業務
生活相談員	苦情処理、レクリエーション等の計画指導、市町村等の連携やボランティアの指導等地域対策、福祉に関する相談・援助、日常生活支援の計画及び総括
介護支援専門員	施設サービス計画の作成及び管理、家族、関係機関との連絡調整、苦情処理
看護職員	入所者の健康管理、衛生管理に関する処置、指示援助に関する業務、職員の健康管理
介護職員	入所者の身体的・精神的介護、清潔の保持、生活環境の改善等基本的な生活支援及び相談援助、リハビリテーション、レクリエーションの指導等余暇支援、外出・買物当社会生活支援
機能訓練職員	日常生活を営むのに必要な機能の改善、減退の防止をするための訓練業務
管理栄養士	調理全般の総括、入所者の食生活の充実、栄養管理、関係部門との連携、衛生関係
調理員	入所者の給食に関する業務、給食材料及び厨房の衛生管理

別表第2（第5条関係）

（組織の目的）

第1 この組織は、社会福祉法人川井心生会が運営する施設の業務組織及び運営基準について定め、施設の業務の効果的な運営を図ることを目的とする。

（組織化の原則）

第2 組織の構成はできるだけ簡明にし、指示の徹底と報告の伝達が確実に行われるようにする。

（運営上の原則）

第3 施設の業務は、次の原則に従って運営するものである。

1 積極的及び機動性の原則

施設の運営に当たっては、目的、方針に従い積極的に行うとともに必要に応じて各部門と機動的に重点業務の推進を図るものとする。

2 組織の尊重及び相互補完の原則

業務の執行に当たっては、互いにその業務権限を尊重するとともに不明確な点があれば施設目的に合うようこれを補うものとする。

3 連携の強化及び強調の原則

（1）施設経営の総合的效果を図るため、各部門及び担当はその業務の遂行に当たり、密接な連携を保ち意思の疎通を図らなくてはならない。

（2）各部門及び担当はその業務執行上必要があるときは、できる限りこれに応じ協力しなければならない。

第4 組織は、次により定める組織図による。